

寝具類等洗濯乾燥サービス

令和7年度も真庭市では、高齢や障がいなどの理由により、寝具類等の衛生管理が困難な方の布団・毛布・こたつ布団のクリーニングに対して料金を一部負担します。裏面もご覧ください。

●サービスを利用できる方●

①②③のどれかの条件を満たし、真庭市に住所のある在宅の方

① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方で次のどちらかに該当の方

- ・ 1人暮らし
- ・ 同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合

② 身体障害者手帳1級または2級を交付されている方で次のどちらかに該当の方

- ・ 1人暮らし
- ・ 同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合

③ その他の理由で寝具類の衛生管理が出来ない方
(例：世帯全員が介護保険要支援・要介護認定を受けている方)

●負担内容●

当該年度に1回のみ4,500円分まで負担します

負担対象経費		
種 類	掛け布団	のクリーニング費
	敷き布団	
	毛布	
	こたつ掛け布団	
	こたつ敷き布団	

■ 各種類1枚までが対象となります。
(例：掛け布団2枚の場合は、1枚は対象となりますが、もう1枚は対象となりません。)
※代金が4,500円を超える部分は、利用者でご負担ください。
※代金に布団カバーは含まれません。

●申し込み期間●

令和7年6月2日～令和7年9月1日（土日祝日は除く）

（クリーニング受付期間は令和7年6月2日～令和7年9月30日）

●お問い合わせ先●

高齢者支援課または各振興局地域振興課まで

健康福祉部高齢者支援課 電話 0867-42-1074

北房振興局地域振興課 電話 0866-52-2113

落合振興局地域振興課 電話 0867-52-1111

湯原振興局地域振興課 電話 0867-62-2011

勝山振興局地域振興課 電話 0867-44-2925

美甘振興局地域振興課 電話 0867-56-2611

蒜山振興局地域振興課 電話 0867-66-2510

申請の手順については裏面をご覧ください

●申請の流れ●

必ずクリーニングに出す前に真庭市役所へ申請してください

1. 申請

※最寄りの振興局・高齢者支援課まで
申請書を提出してください。
申請は8月末まで受付しています。



2. 審査・決定

※サービスの利用条件に該当しているか確認後
利用券と交付決定通知書を送付します。



3. 業者に依頼

※決定通知書が届いたら市内登録クリーニング店へ
依頼の電話をしてください。
その際に必ず利用券を使うことを伝えてください。
集配・クリーニング料金などについては
クリーニング店とご相談ください。



4. クリーニング

※対象品のクリーニングを行ってください。
負担額を超えるクリーニング代は
利用された方がお支払ください。
利用券は必ずクリーニング店に渡してください。

●市内登録クリーニング店●

店名	住所	電話番号	集配地区						
			北房	落合	久世	勝山	美甘	湯原	蒜山
神田クリーニング	久世 257-7	0867-42-1207		○	○	○			
旭栄舎クリーニング	鍋屋 2-4	0867-42-0378	○	○	○	○	○	○	○
忠政クリーニング	山久世 1426-6	0867-44-4753				○		○	○

○：集配可能

注意：素材、仕立て方や大きさによって、料金が異なります。
集配を依頼する場合は、時間がかかることがあります。ご了承ください。